

法令適用事前確認手続照会書

平成21年11月12日

法務省入国管理局参事官室長殿

照会者名

住所

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（ただし、照会者名を含まない。）が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）  
第20条第3項及び第21条第3項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

平成22年4月1日以降の在留資格変更許可及び在留期間更新許可の申請においては、健康保険証の提示が求められるとのことですが、健康保険証の提示がない場合に、当該申請が受理されるか、受理されるとして、保険証の提示がないことが許可の消極的要件となりうるかについて、以下のとおり照会します。

(1) 下記申請人らは、照会者が所属する機関の職員である。申請人らの在留審査に関する申請書の提出は、照会者が代わって行う予定である（出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）20条4項、21条3項、19条3項2号）。

申請人1：

国籍：アメリカ合衆国  
在留資格：日本人の配偶者等  
在留期限：2010年9月  
職業：外国法事務弁護士

申請人2：

国籍：アメリカ合衆国  
在留資格：人文知識・国際業務  
在留期限：2010年7月  
職業：法律事務の補助（外国弁護士）

なお、所属機関は、法律事務所であり、「人文知識・国際業務」の審査基準における企業の規模は、いわゆる「カテゴリー2」に該当する。

(2) 申請人らは、いずれも我が国の公的健康保険制度への加入手続を行っておらず（従って、被保険者証を所持しない。）、また、国民健康保険の被保険者の適用除外（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）6条各号）に該当しない。

(なお、申請人らは、米国の企業医療保険制度に加入しているが、当該除外要件を満たさない。)

(3) 申請人1は、在留期間更新許可(法21条3項)を、申請人2は、「法律・会計業務」への在留資格変更許可(法20条3項)をそれぞれ平成22年4月1日以降に申請する予定である。このとき、入国管理局の窓口で健康保険被保険者証を提示することができない。

(4) なお、申請人らは、現時点で、現行の法令、「入国・在留審査要領」その他の在留審査の基準に照らして当該許可を受ける要件を満たしており、平成22年4月1日以降においても、所属企業や本人の属性に変更がないことが見込まれる。

### 3 上記1の法令(条項)の適用に対する照会者の見解及びその根拠

(照会者の見解)

加入義務のある者が健康保険に加入していないことは、法20条3項及び21条3項の許可において考慮されるものの、その一事をもって、ただちに不許可とはならない。

また、健康保険被保険者証の提示がないことが理由に、法務大臣(法69条の2で委任された機関を含む。)は、申請の受理を拒否することができない。

(理由)

平成21年3月に法務省入国管理局が公表した「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン(改正)」の8項では、「社会保険への加入義務がある場合には、当該義務を履行していることが必要」とする新たな審査基準を設け、「平成22(2010)年4月1日以降は、申請の際に窓口で健康保険証の提示を求めることとなります」として申請手続に変更があることを説明している。

しかし、同ガイドラインのただし書において、3項以下8項までの要件は、「相当性の判断のうちの代表的な考慮要素」であって、「すべての事情を総合的に考慮した結果、変更又は更新を許可しないこともあります」との表現に留められている。

従って、健康保険の加入義務が履行されていないことは、法20条3項及び21条3項の許可において、相当性を判断する消極的要素となりうるが、その一事をもって、ただちに不許可とはならない。

また、当該「相当性の判断」を実効あるものとするためには、保険証の提示を申請受理の条件とすることはできないから、申請にあたって提出すべき「その他参考となるべき資料」(施行規則20条2項及び21条2項)には、保険証が含まれないと解するのが相当である。なぜならば、保険証の提示がなければ申請が受理されないとすると、改正ガイドライン8項に適合する者のみが審査の対象となるため、「相当性の判断」において同項を考慮する必要性が失われるからである。

従って、健康保険証の提示がないことを理由に、法務大臣は、申請の受理を拒絶することができない。

4 公表の延期の希望

なし

5 口頭による回答の可否

否

6 照会者名の公表を

希望しません

7 連絡先

(1) 郵便番号 [REDACTED]

(2) 住所 [REDACTED]

(3) 照会者名 [REDACTED]

(4) 電話番号・FAX番号 電話 [REDACTED]

Fax [REDACTED]

(5) 電子メールアドレス [REDACTED]